

高浜市ホームページ「イベントカレンダー」利用規約

市民団体等による市公式ホームページでのイベントカレンダーの利用にあたっては、以下の規約に同意いただく必要があります。また、利用された場合には、この利用規約に同意したものとみなされます。

1. 掲載できる団体

以下「4. 掲載にあたってのルール」を満たす方であれば、個人、町内会、団体、法人など、どなたでも掲載することができます。

2. 申請から掲載への流れ

市ホームページ内にある情報投稿フォーム、もしくは、様式を総合政策グループへ送付することで申請することができます。申請された情報については、管理者である高浜市の審査・承認を経て、掲載されます。

3. 掲載できる情報

掲載できる情報は次に掲げるとおりとします。

イベント情報

営利目的でないイベント・講座等を掲載できます。掲載情報は、市ホームページのイベントカレンダーに掲載されます。

なお、例えば、次に掲げるようなイベントは、金銭の授受が発生したとしても、営利目的とは判断しないため、掲載することができます。迷う場合には、お問い合わせください。

- 1.フリーマーケットの開催
- 2.材料費相当額を参加費として集める講座の開催
- 3.全市民を対象に行うお祭りの開催

4. 掲載にあたってのルール

- (1) 市民を対象とした情報について、掲載ができます。
- (2) イベント情報は、開催日の1カ月から2週間前までを目安に申請を行ってください。
- (3) 掲載希望期間は、1カ月以内とします（同じ情報を再度掲載することは可能です）
- (4) 特定の方の投稿が集中した場合などには、掲載順等を調整させていただくことがあります。
- (5) 以下のいずれかに該当する場合は、投稿・掲載をすることができません。
 - ・広告や宣伝など、営利を目的としたもの（掲載したイベントで得た情報を元に営業活

- 動を行うなど、間接的であっても将来的に営利につながるものは不可)
- ・ 宗教的、政治的活動を目的としたもの、関連のあるもの（連想させるものを含む）
 - ・ 他人の肖像権、著作権を侵害するもの
 - ・ 他人に不利益を与えるもの
 - ・ 過去に活動においてトラブルを生じたもの
 - ・ 投稿意図や内容が不明確なもの
 - ・ 給料、賃金、報酬の支払いを伴う職員・スタッフの募集に関するもの
 - ・ 法令等に違反する行為、または違反するおそれがある行為に係るもの
 - ・ 高浜市への意見や提言に関するもの
 - ・ その他、管理者が掲載を不相当と判断したもの

5. 掲載内容の削除

掲載された情報の内容が、次のいずれかに該当すると判断した場合には、投稿者に断りなく、掲載情報の全部または一部を削除することがあります。

- （1）本規約に違反することが判明した場合、またはそのおそれがあると認められる場合
- （2）掲載目的の期日に到達した場合、または掲載から1カ月を経過した場合
- （3）その他、管理者が掲載を削除すべきと判断した場合

6. 投稿内容の本ページ外での利用

画像を含む投稿内容をより広く周知するために、投稿者に断りなく、掲載記事の全部または一部を、高浜市が市メール配信サービスや広報たかはま、市ホームページなどへ、掲載する場合があります。

7. 個人情報公開の同意

投稿内容のうち、公開問い合わせ先欄に入力された個人情報については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号に規定する本人の同意があったものとみなします。

8. 免責

本ページの利用に関して、利用者または第三者が被った損害については、高浜市は一切責任を負いません。